



# 産休・育休期間を 変更した方へお知らせ



## 期間を変更した場合のお願い

- ① 掛金免除の申し出を行っている
- ② 産休・育休期間を変更した



①・②の両方を満たす場合、共済組合HPより

**電子申請をお願いいたします！**

申請は「[こちら](#)」から

又は「防衛省共済組合 共済申請サイト」で検索

※URL：<https://www.boueikyosaionline.jp/s/>

(産前産後休業掛金等免除申出書／育児休業等掛金等免除申出書)

## 特にご注意いただきたい方

- ・ 出産日が予定日よりも早まった（遅くなった）ため、産後休業の最終日の月が前後した方
- ・ 当初申請した期間よりも早く復帰した（延長した）方

上記に当てはまる場合、

- ・ 復帰しているのに掛金が控除されない！
- ・ 数か月延長して復帰したら、翌月の俸給日で高額な掛金が控除されている！

となる可能性がございます。



詳しくは、コンタクトセンターまでご連絡ください。

○電話番号 050-3651-0805

○受付時間 9:00~17:00

(土・日・祝・年末年始を除く)

防衛省共済組合

